

国民年金コーナー

将来の年金受給額を増やすために ～付加年金制度のお知らせ～

◆国民年金付加年金制度とは

国民年金の定額保険料に加えて、付加保険料(月額400円)を納めると、年金受給時に付加年金が上乗せされます。

付加年金の金額は、「200円×付加保険料納付月数」(年額)です。

付加年金は定額のため、物価の変動による増額・減額はありせん。

例えば、20歳から60歳まで40年間、付加保険料を納めていた場合の付加年金額は下記の図とおりです。

◆納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者(自営業者、農業者、学生の方など)
- ・65歳未満の任意加入被保険者

※厚生年金に加入している方や、国民年金基金に加入している方、保険料を免除されている方は、付加保険料を納付することはできません。

◆手続き

役場窓口または年金事務所に申出書をご提出ください。

◆注意事項など

- ・付加保険料の納付は申し込みをした月分からとなります。(さかのぼって納付することはできません)
- ・納付期限は原則翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

※納付期限を過ぎた場合でも、期限から2年間は納付することができますが、納め忘れ防止のためにも期限内に納付するようにしましょう。

- ・付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

(例)40年間(480カ月)付加保険料を納めた場合の付加年金額

$$200円 \times 480\text{カ月} = 96,000\text{円(年額)}$$

$$\text{◆納付済保険料 } 400円 \times 480\text{カ月} = 192,000\text{円}$$

◆付加年金額

96,000円

96,000円

96,000円

1年目(65歳)

2年目

3年目

※年金を受給してから2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受けられます。